

蒲郡市特定個人情報の取扱いに関する要綱

目次

- 第1章 特定個人情報の安全管理に関する基本方針（第1条・第2条）
- 第2章 特定個人情報の安全管理措置
 - 第1節 定義（第3条）
 - 第2節 管理体制（第4条—第6条）
 - 第3節 職員の研修及び責務（第7条・第8条）
 - 第4節 特定個人情報の取扱い（第9条—第19条）
 - 第5節 情報システムにおける安全の確保等（第20条—第31条）
 - 第6節 情報システム室等の安全管理（第32条・第33条）
 - 第7節 保有特定個人情報の提供及び業務の委託等（第34条・第35条）
 - 第8節 安全確保上の問題への対応（第36条・第37条）
 - 第9節 調査及び点検の実施（第38条—第40条）

附則

第1章 特定個人情報の安全管理に関する基本方針

（特定個人情報の保護に関する考え方）

第1条 蒲郡市（以下「市」という。）は、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び蒲郡市個人番号の利用に関する条例（平成27年蒲郡市条例第28号）に定められた事務において特定個人情報を取り扱う。番号法においては、特定個人情報の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、特定個人情報の取扱いに関する要綱を定め、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報を取り扱う。

（特定個人情報の保護方針）

第2条 特定個人情報を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報を適正に取り扱う。

(1) 特定個人情報の適正な取扱いに関する次の法令等を遵守する。

ア 番号法

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）

ウ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)（平成

26年特定個人情報保護委員会告示第6号)

エ 蒲郡市情報セキュリティポリシー（平成19年策定）

- (2) 特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。
- (3) 特定個人情報は、番号法及び蒲郡市個人番号の利用に関する条例に定められた事務のうち、利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供をするとともに、不要となった特定個人情報は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。
- (4) 特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先(再委託先を含む。)において、番号法及び個人情報保護法に基づき市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。
- (5) この要綱及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

第2章 特定個人情報の安全管理措置

第1節 定義

(定義)

第3条 この要綱において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、番号法第2条で使用する用語の例による。

第2節 管理体制

(総括保護責任者)

第4条 市長は、各課等における保有特定個人情報の管理に関する事務を総括させるために、総括保護責任者を置く。

- 2 総括保護責任者は、総務部長をもって充てる。
- 3 総括保護責任者は、保有特定個人情報の取扱いに関して総合調整を行う任に当たる。
- 4 総括保護責任者は、保有特定個人情報の取扱いに関する重要な決定、連絡・調整等を行うために必要があるときは、関係職員を構成員とする会議を随時に開催することができる。

- 5 総括保護責任者は、保有特定個人情報を扱う情報システム、ネットワーク等の総括責任者とし、この要綱の情報システム及びネットワークに係る規定その他の特定個人情報ファイルの適切な管理状況について監督する任に当たる。
- 6 総括保護責任者は、保有特定個人情報の情報セキュリティ全般に関する重要な決定、連絡・調整等を行うために必要があるときは、関係職員を構成員とする会議を随時に開催することができる。

(保護責任者)

第5条 保有特定個人情報を取り扱う各課等に、保護責任者を置く。

- 2 保護責任者は、課等の長をもって充てる。
- 3 保護責任者は、次に掲げる任に当たる。
 - (1) 当該課等における保有特定個人情報を適切に管理すること。
 - (2) 特定個人情報を取り扱う事務ごとに、特定個人情報を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）及びその役割を指定すること。

(事務取扱担当者)

第5条の2 事務取扱担当者は、保護責任者の指揮監督のもと、関係法令に従い適切に事務を行うものとする。

(情報システム責任者)

第6条 保有特定個人情報を扱う情報システム、ネットワーク等の管理運用における責任者として、情報システム責任者を置く。

- 2 情報システム責任者は、企画部デジタル行政推進課長をもって充てる。

第3節 職員の研修及び責務

(職員の研修)

第7条 総括保護責任者は、職員に対し、保有特定個人情報の取扱いについて理解を深め、特定個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- 2 保護責任者は、当該課等の職員に対し、保有特定個人情報の適切な管理のために、総括保護責任者の実施する教育研修への参加の機会を与える等の必要な措置を講ずる。
- 3 総括保護責任者は、保有特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有特定個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

(事務取扱担当者その他の職員の責務)

第8条 事務取扱担当者は、番号法及び個人情報保護法の趣旨に則り、関連する法令及びこの要綱の定め並びに総括保護責任者及び保護責任者の指示に従い、保有特定個人情報を取り扱わなければならない。

2 職員は、保有特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合及び職員がこの要綱等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに保護責任者に報告しなければならない。

第4節 特定個人情報の取扱い

(取扱制限)

第9条 保護責任者は、保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有特定個人情報を取扱う権限を有する事務取扱担当者及びその権限の内容を、その利用目的を達成するために必要最小限の範囲に限る。

2 取扱権限を有しない職員は、保有特定個人情報を取扱ってはならない。
3 事務取扱担当者は、取扱権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有特定個人情報を取扱ってはならない。
4 事務取扱担当者は、業務上の目的で保有特定個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護責任者の指示に従い行う。

(1) 保有特定個人情報の複製

(2) 保有特定個人情報の送信

(3) 保有特定個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他保有特定個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第10条 事務取扱担当者は、保有特定個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護責任者の指示に従い、訂正等を行う。

(サーバの管理)

第11条 情報システム責任者は、保有特定個人情報を取り扱う情報システムのサーバを入退室の記録が可能なサーバ室等に設置し、施錠可能なサーバラックに設置する。特段の事情によりサーバ室等への設置ができない場合であっても、サーバの盗難防止及び不正アクセス防止のために、施錠可能なサーバラックに収納する。

(媒体の管理等)

第12条 事務取扱担当者は、保護責任者の指示に従い、保有特定個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。

(廃棄等)

第13条 事務取扱担当者は、保有特定個人情報又は保有特定個人情報が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護責任者の指示に従い、当該保有特定個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(保有特定個人情報の取扱状況の記録)

第14条 保護責任者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備し、当該保有特定個人情報の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

(個人番号の利用の制限)

第15条 保護責任者は、個人番号の利用に当たり、番号法及び蒲郡市個人番号の利用に関する条例に定められた事務に限定する。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第16条 職員は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第17条 職員は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報の収集・保管の制限)

第18条 職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集又は保管してはならない。

(取扱区域)

第19条 保護責任者は、保有特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

第5節 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第20条 情報システム責任者は、保有特定個人情報(情報システムで取り扱うも

のに限る。以下この節（第26条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

- 2 情報システム責任者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

（アクセス記録）

第21条 情報システム責任者は、保有特定個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。また、情報システム責任者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

（管理者権限の設定）

第22条 情報システム責任者は、保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

（外部からの不正アクセスの防止）

第23条 情報システム責任者は、保有特定個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

（不正プログラムによる情報漏えい等の防止）

第24条 情報システム責任者は、不正プログラムによる保有特定個人情報の情報漏えい等の防止のため、不正プログラムの感染防止等に必要な措置を講ずる。

（暗号化）

第25条 保護責任者は、保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。

- 2 事務取扱担当者は、前項の規定を踏まえ、その処理する保有特定個人情報について、当該保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

（入力情報の照合等）

第26条 事務取扱担当者は、情報システムで取り扱う保有特定個人情報の入力原

票と入力内容との照合、処理前後の当該保有特定個人情報の内容の確認、既存の保有特定個人情報との照合等を行う。

(情報システム設計書等の管理)

第27条 保護責任者及び情報システム責任者は、保有特定個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

第28条 保護責任者は、保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

(端末の盗難防止等)

第29条 情報システム責任者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

2 職員は、保護責任者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第30条 事務取扱担当者は、端末の使用に当たっては、保有特定個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第31条 情報システム責任者は、保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有特定個人情報の情報漏えい等の防止のため、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

第6節 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第32条 情報システム責任者は、保有特定個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。

2 情報システム責任者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入

口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。

- 3 情報システム責任者は、情報システム室等の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

（情報システム室等の管理）

第33条 情報システム責任者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

第7節 保有特定個人情報の提供及び業務の委託等

（保有特定個人情報の提供）

第34条 保護責任者は、番号法及び蒲郡市個人番号の利用に関する条例で限定的に明記された場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

（業務の委託等）

第35条 保有特定個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、特定個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、特定個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- (1) 特定個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- (2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 特定個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 特定個人情報の情報漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における特定個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

- 2 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする際には、委託を受けた者において、市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

- 3 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をする際には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

第8節 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第36条 保有特定個人情報の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び職員がこの要綱等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、直ちに当該保有特定個人情報を管理する保護責任者に報告する。

2 保護責任者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。

3 保護責任者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護責任者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護責任者に当該事案の内容等について報告する。

4 総括保護責任者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を市長に速やかに報告する。

5 総括保護責任者は、保護責任者に対し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要となる助言又は指導を行う。

6 保護責任者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

(公表等)

第37条 総括保護責任者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずる。

第9節 調査及び点検の実施

(調査)

第38条 総括保護責任者は、この要綱等の遵守状況について定期的に又は随時に調査を行う。

2 保護責任者及び情報システム責任者は、総括保護責任者から改善の必要があると指摘された事項について、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(点検)

第39条 保護責任者及び情報システム責任者は、自ら管理責任を有する保有特定個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護責任者に報告する。

(評価及び見直し)

第40条 総括保護責任者、保護責任者、情報システム責任者等は、調査又は点検

の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有特定個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

附 則

この要綱は、平成27年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。